

河野基金規程

昭和 62 年 10 月 26 日制定

平成 23 年 10 月 27 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

第 1 章 通 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、河野基金創設の経緯を明らかにし、その管理・運営に万全を期することを目的とする。

(基金の創設)

第 2 条 河野基金の創設は、次の経緯によるものである。

(1) 昭和 53 年 4 月 1 日付で空知支庁・空知南西部農業改良普及所、農業改良普及員として発令になった河野 淳は、55 年 4 月 1 日の定例所内会議終了後の帰途中、長沼町コミュニティセンター付近の路上で交通事故のため逝去された。

(当時 25 才)

(2) 故人の遺族(父 宜尚・母 リツ子)は、56 年 1 月 7 日北海道農務部長あてに、故人の遺志を生かし、農業改良普及事業の推進に役立たせることを目的として、効率的に活用することを前提に 3,000 万円の寄付の申し出を行った。

(3) 農務部は、その受け入について検討の結果、遺族の意志を体し永く全道的に均てんする事業を行うためには、これを基金として造成し、その果実をもって事業を継続的に実施するとの観点から社団法人北海道農業改良普及協会に運営・管理を委ねることとした。

(4) 本会は、56 年 3 月 16 日河野家と合意書を交換し、これを『河野基金』として受納した。

第 2 章 運営委員会

(構 成)

第 3 条 河野基金の円滑なる運営を図るため、次の代表者をもって河野基金運営委員会を設ける。

(1) 公益社団法人北海道農業改良普及協会

(2) 北海道農政部

(3) 北海道農業改良普及職員協議会

(4) 学識経験者

(所掌事項)

第4条 運営委員会は、基金の運営に関し次の事項を審議する。

- (1) 基金の造成・運用に関すること。
- (2) 基金に係る事業に関すること
- (3) その他基金について必要なこと。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

第3章 基金管理

(管理)

第6条 河野基金は、その収支が個別に示される形として経理し、明確に区分する。

第4章 記念事業

(事業)

第7条 河野基金は、基金の果実の範囲内において第8条ならびに第9条に定めるもののほか、特に認められた事業を実施する。

(河野文庫)

第8条 道内の農業改良普及センターに『河野文庫』を設置し、優良図書等を配置する。

2. この実施に必要な事項は、別に定める。

(普及事業貢献賞)

第9条 農業改良普及事業を側面的に支援・協力し、農業・農村の発展に貢献した農業者等を顕彰する。

2. この実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

農業改良普及センター「河野文庫」設置要領

昭和57年11月8日制定

平成24年4月1日改正

(設置)

第1. 普及職員および関係者の知識と教養の向上に寄与するため、公益社団法人北海道農業改良普及協会（以下「普及協会」という）は河野基金によって、道内全農業改良普及センター（以下「普及センター」という）に文庫を設置する。

(名称および位置)

第2. 文庫の名称は、〇〇農業改良普及センター「河野文庫」（以下「河野文庫」という）と称し、普及センターの事務所内に置く。

(実施期間)

第3. 河野文庫の事業は、昭和57年度より当分の間実施する。

(図書配布)

第4. 普及協会は、毎年度予算の範囲内において河野基金運営委員会の議を経て、図書等を購入し河野文庫に配布する。

(運営管理)

第5. 河野文庫の運営管理に必要なことは、普及センターが別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日より実施する。